

## 一橋大学国際学生宿舎における飲酒に関する取り決めの運用について

### 【未成年者の飲酒行為について】

○大学はキャンパス内、寮内に関わらず未成年の学生の飲酒は認めない。

○大学は学内・学外を問わず未成年者に飲酒を勧め、又は強要することは未成年者飲酒禁止法等の法を犯す行為なので禁止する。

### 【飲酒場所のルール等について】

○寮内の飲酒は、【一橋大学学生の飲酒に関する基本原則2学寮についての別に定める「一橋大学国際学生宿舎における飲酒に関する取り決め」】により私的空間等以外は原則禁止。

○「大学が指定した空間」とは、主に居住者共有の交流空間である捕食・談話室とし、当該捕食・談話室を使用している他の居住者の合意を必要とする。

○私的空間等以外の場所については、大学へ事前申請のうえ、許可内容の範囲内で可。

なお、私的空間等は、大学の許可は要しないが、学生宿舎内の秩序、風紀を乱す行為又は他の居住者に迷惑となる行為は禁止。

※ 一橋大学生に限らず、国際学生宿舎に入居している者は上記の取り扱いに準じ、ルールを守らない場合は、それぞれの所属大学に通告する。

平成 28 年 7 月 21 日

学 生 支 援 課

### 【参考】

一橋大学学生の飲酒に関する基本原則

原則1 一橋大学は、未成年の学生の飲酒を認めない。一橋大学学生は、未成年者に対して飲酒を勧め、又は強要してはならない。

原則2 一橋大学学生は、そのキャンパス内においては、原則として飲酒してはならない。学寮については別に定める。

原則3 キャンパス内における一橋大学学生の飲酒は、本学によって承認された学生主催の行事等が行われる場合、本学の許可と提示された条件のもとにおいてのみ許される。

原則4 一橋大学学生が他者と共に飲酒する際、生命・身体に危険が生じた者があった場合には、直ちに救急車を呼んで医療機関に搬送するなど、適切な措置をとらなければならない。

原則5 以上に違反した学生は学則に基づき処分される。